

主文

被告人を懲役二年六月に処する。
未決勾留日数中四七〇日を刑に算入する。
押収してある旅券一通（平成一二年押第一四〇一号の1）の偽造部分を没収する。
訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

[罪となるべき事実]

被告人は、

第一 アブハッサンことAほか数名と共謀の上、昭和五〇年（一九七五年）二月一七日から同月二一日ころまでの間、レバノン共和国（以下「レバノン」という。）ベイルート市内又はその近辺において、行使の目的をもって、ほしいままに、日本国外務大臣の偽造の印章を押捺した日本国旅券用の用紙を写真複製による多色刷凸版印刷により作成し、その所持人自署欄に被告人の写真を貼付し漢字で「B」及びローマ字で「B」と署名した上、被発給者の氏名欄に「B」、同性別欄に「MALE」、同本籍欄に「NARA」、同生年月日欄に「C」、旅券番号欄に「D」、発行年月日欄に「05 DEC. 1973」等とそれぞれタイプ印刷し、もって、一九七三年一月五日付け日本国外務大臣発行名義のBあて旅券一通（平成一二年押第一四〇一号の1）の偽造を遂げ、スウェーデン王国（以下「スウェーデン」という。）のストックホルム市内路上において、同年三月五日午後三時三〇分ころ（現地時間）、ストックホルム市警察所属の警察官に対し、右偽造の旅券を真正に作成された旅券として提示してこれを行使した。

第二 エクアドル共和国に入国するに際し、平成六年（一九九四年）二月二一日（現地時間）、同国のキト市内所在のマリスカル・スクレ国際空港の入国管理カウンターにおいて、フィリピン共和国国籍のEを詐称した上、エクアドル共和国の国境警察出入国管理局係官に対し、フィリピン共和国外務省長官作成名義で発給担当者の署名がある偽造のEあて旅券及びE作成名義で「E」の署名がある偽造の出入国カード（入国用）をいずれも真正に成立したもののよう装って提出して行使した。

第三 エクアドル共和国から出国するに際し、同月二四日（現地時間）、前記マリスカル・スクレ国際空港の出国管理カウンターにおいて、前同様に詐称した上、前記出入国管理局係官に対し、前記偽造のEあて旅券及びE作成名義で「E」の署名がある偽造の出入国カード（出国用）をいずれも真正に成立したもののよう装って提出して行使した。

[争点に対する判断]

第一 公訴棄却の申立てについて

弁護人及び被告人は、本件につき、被告人の逮捕に至る過程等に違法があること等を主張して、公訴棄却の判決を求めているので、以下検討する。

一 前提となる事実関係

弁護人らが違法であると主張する被告人の逮捕手続等は、関係証拠により明らかな事実のほか、記録編綴の勾留関係書類等により当裁判所に顕著な事実を併せると、以下のとおりであるが、これらは被告人もおおむね認めて争っていない。

1 被告人は、昭和五〇年三月五日、判示第一の犯行により、直ちにストックホルム市内で警察官に身柄拘束され、三月一二日ころ、四名の武装した私服警察官に付き添われて、飛行機でデンマーク王国（以下「デンマーク」という。）内のコペンハーゲン空港まで行った後、同所で乗り換えたルフトハンザ機で、羽田空港まで送られ、同月一三日午後二時四四分ころ、同空港で日本国の警察官に逮捕された。

その後、被告人は、判示第一の罪で勾留、起訴されるに至ったが、同年八月四日、日本赤軍を名乗る者らがマレーシア連邦国のクアラルンプール市内のアメリカ大使館等を占拠して、五十数名を人質に取った上、被告人らを即刻釈放しなければ人質を処刑するなどと通告してきたため、被告人の意思を確認の上、法務大臣の命令を釈放事由として、同月六日、同国クアラルンプール州スパン国際空港において、被告人を釈放した。

2 被告人は、平成九年七月三一日、レバノンの裁判所で、禁錮三年、罰金六〇万リラ等を内容とする判決を受け、同国のルミエ刑務所内に収容された。平成一一年一二月、日本政府は、レバノン政府に対し、被告人の身柄引渡し請求をしたが、平成一二年三月一日、レバノン政府は、被告人の身柄を日本に引き渡さない旨

の閣議決定を行い、そのころまでに、被告人は、代理人のF弁護士を通じて、同国に対して亡命申請を行った。被告人は、同月六日に禁錮刑の刑期が満了した後も、罰金の支払に代えて同刑務所に收容されていたが、同月一七日、レバノンの政治亡命委員会において、被告人の亡命の申請を認めない旨決定され、被告人はレバノン官憲に身体を拘束されたままベイルート空港に連行され、被告人と同じルミエ刑務所に收容されていたG、H、Iの三名と一緒に、ジョルダン・ハシュミット王国（以下「ジョルダン」という。）のアンマン空港行きの中東航空機に搭乗させられた。

被告人ら四名は、同日午後六時半ころ、中東航空機でアンマン空港に到着し、タラップを降ろされた上、ジョルダンの入国管理当局の係官から入国を拒否する旨を告げられ、その直後に、ジョルダン駐在の日本大使館員から日本へ帰国するための渡航書が発給されている旨を告げられた。被告人らは、ジョルダン当局の係官に両脇を抱えられて、日本政府が事前にチャーターして同空港に待機させていたJ機に搭乗させられた後、機内にいた日本人に指示された客室後部の座席に一人ずつ離れて着席させられた。着席の際、機内の日本人が衣服の上から身体検査をしたため、被告人は、その必要はない旨抗議をしたが、聞き入れられなかった。被告人らの搭乗したJ機は、外務事務官の併任を受けた警察官を含む約三〇名の日本人とともに、同日午後七時一〇分ころ、日本に向けて出発し、途中、ロシア共和国のモスクワで乗組員の交替等をした後、翌一八日午後五時二〇分ころ、新東京国際空港に到着し、同機内で、被告人は収監のための執行を受けた。なお、同機内では、被告人の両脇に日本人が座り、被告人が用便のために席を立つ際も、四名が同行して、機内を自由に動き回れることを事実上制約されていたが、手錠等が用いられたり、直接、被告人の身体を押さえつけられたりすることはなかった。また、被告人は、両脇の日本人に対して、「この飛行機は日本に行くんですね。」「何時間かかるのですか。」と話し掛けたりしたが、日本に行くことを拒絶したり、あるいは自由に動き回りたい旨の格別の意思表示をしたことはない。

二 判示第一に関する検討

1 前記一とほぼ同様の事実関係を前提として、弁護人は、①被告人を、スウェーデンから日本まで強制的に送還したことに法的な根拠はなく、スウェーデンないしデンマークで、既に実質的な逮捕がなされていたのであるから、その後の日本における逮捕は刑訴法の定める時間制限に違反している、②被告人を超法規的に釈放したことによって、日本国は被告人に対する公訴権を放棄したと見るべきであるとし、その後長期間にわたり裁判の進行が停止したことにより事件は風化しているから、公訴提起後とはいえ、公訴時効の趣旨をしん酌して、公訴棄却の判決が言い渡されるべきである旨主張している。

2 しかしながら、昭和五〇年三月一〇日、スウェーデン政府は、被告人に対し、国外強制退去決定をしており、日本への送還は、この決定に基づいて行われたことが明らかであって、その過程に違法な点は何らなく、スウェーデン等における身柄拘束も、同国の主権によって行われたものであり、これらを日本の警察官による逮捕と同一視しなければならない事情はない。弁護人は、被告人が送還の途中でデンマークに降り立っていることをもって、同国に到着した時点で強制退去の執行は終了しており、同国から日本に被告人を送還する法的根拠はないなどと指摘しているが、被告人をいずれの国に向けて送還するかということは、スウェーデン政府の裁量に属する事項であって、デンマーク経由で日本に送還したことに何ら問題はないというべきである。

また、被告人を釈放するに至ったのは、前記一の1のような状況の下で、やむを得ずに執られた措置であって、この釈放につき、事実として被告人の身柄を釈放したということを超えて、被告人に対する公訴権を放棄したなどという意義付けをすることはできない。また、被告人を釈放した後、約二五年間裁判の進行が停止していたとはいえ、その原因は被告人が釈放後外国での逃亡を続けていたこと等にあるのであって、裁判の再開に何ら不当な点はない。

3 したがって、判示第一の関係で、公訴棄却の判決を求める弁護人の主張には理由がない。

三 判示第二及び第三に関する検討

1 弁護人は、被告人ら四名の日本赤軍構成員を、レバノンからジョルダンを経由して日本に強制的に送還した一連の行為は、何の法的根拠にも基づかない違法な送還であり、被告人らの亡命権ないしその期待権を侵害している上、日本の主権が及ばないジョルダン等において、日本の警察官が被告人らの身柄を拘束した点

等も違法であるなどと主張する。

2 しかしながら、被告人ら四名を日本行きの際に搭乗させるとする行為は、レバノンによる国外退去処分とシヨルダンによる国外退去処分を併せて行われる。被告人ら四名は、このレバノンの国外退去処分を認めたことにより、日本政府が被告人ら四名の生命を脅かすおそれがある。また、同国が被告人ら四名の生命を脅かすおそれがある。また、同国が被告人ら四名の生命を脅かすおそれがある。

なお、日本政府が事前にJ機をチャーターしていたこと等からすると、弁護人が指摘するおそれ、日本政府が、レバノン、シヨルダン両国に前記のような処分行等を行うように働き掛けて正式なる犯罪人引渡しの手続によることなく、被告人ら四名の日本への送還を実現したものであることは否定できない。しかし、日本赤軍がアラブプールにおける人質事件等の重大犯罪を敢行した組織であるところ等と、日本政府がそのような働き掛けをしたことも十分理由のあるところ等と、結局のところ、レバノン政府等がその主権に基づいて執った措置であり、その点を殊更に問題視するのは相当でない。

また、シヨルダンから日本に向かうJ機では、外務事務官の併任を受けた警察官を含む日本人約三〇名が同乗して、被告人らに対して、身体検査を行ったり、機内で自由に動き回ること等を事実上、制約していたことがうかがえるもの、手錠等を使って拘束したり、被告人らの身体を押さえ付けるなどの有形力を行使した訳ではないから、これは航空機の飛行の安全を確保するために必要な許容範囲内の行為と見るべきである。警察官らは、被告人らが抵抗した場合には、それを排除して、日本まで確実に連れ帰る考えであったと推認できるが、実際には、被告人らが警察官らに対して、抵抗したり格別の異議を述べた事実はなかったから、結局のところ、機内において、日本の官憲による強制力の行使があったとはできない。

3 弁護人が主張するその他の事由につき、逐一検討してみても、公訴提起を違法視しなければならないような点は何ら見当たらず、判示第二及び第三との関係でも、公訴棄却の判決を求める主張には理由がない。

第二 被告人の供述調書の任意性について

弁護人らは、被告人が本件各犯罪事実を犯したことは認めつつ、昭和五〇年に作成された被告人の供述調書等については任意性がないこと等を理由に、証拠排除すべきである旨主張している。しかしながら、被告人の公判における供述等を前提としても、供述調書の任意性を否定すべきような事情はないといえる。

[法令の適用]

被告人の判示第一の所為のうち、有印公文書偽造の点は平成七年法律第九一号による改正前の刑法六〇条、一五五一条一項に、その行使の点は昭和六二年法律第五二号による改正前の刑法六〇条、一五八一条一項、一五五一条一項に、判示第二及び第三の各所為は、いずれも各文書ごとに平成七年法律第九一号による改正前の刑法六一一条一項、一五九一条一項に該当するところ、判示第一の有印公文書偽造とその行使との間には手段結果の関係があるので、同法五四一条一項後段、一〇条により、一罪として犯情の重い偽造有印公文書行使の罪の刑で処断することとし、判示第二及び第三は、いずれも一個の行為が二個の罪名に触れる場合であるから、同法五四一条一項前段、一〇条により、犯情の重い偽造旅券の各行使罪の刑でそれぞれ処断することとし、以上は同法四五一条前段の併合罪であるから、同法四七条本文、一〇条により最も重い判示第一の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役二年六月に処し、同法二一条を適用して未決勾留日数中四七〇日を刑に算入することとし、押収してある旅券一通（平成一二年押第一四〇一号の1）の偽造部分は、判示第一の偽造有印公文書行使の犯罪行為を組成した物で、何人の所有をも許さないものであるから、同法一九一条一項一号、二項本文を適用してこれを没収し、訴訟費用については、刑訴法一八一条一項本文により全部これを被告人に負担させることとする。

[量刑の事情]

被告人が本件各犯行に及ぶに至った経緯等を見ると、その供述によれば、被告人は、大阪府立の高等学校を卒業後、店員や会社員等の種々の職に就いたが、組合運動等を通じて社会の改革に強い関心を抱くようになり、昭和四八年ころ、日本赤

軍と連携して革命実現を目指す「K」という組織に加わって、翌四九年二月ころには日本を出国して、日本赤軍の協力等を得てイエメン共和国内で銃撃等の軍事訓練を受けるなどしながら、主に中近東のアラブ諸国に滞在した。そして、日本赤軍の指令を受けて、北欧のレバノン大使館の建物の構造等を調査するところとなつたが、その際、アラブ諸国への出入国歴が分かる自己の旅券では警戒されるところを危ぐして、日本赤軍の構成員らと共謀の上、判示第一の犯行に及んだ。その後、被告人は、スウェーデン政府によって日本に強制送還され、判示第一の罪で勾留、起訴されていたものの、日本赤軍によるクアラルンプールにおける人質事件により超法規的に釈放され、以後、日本赤軍の正式な構成員となつて、判示第二、第三の各犯行に及んだ、というのである。判示第二及び第三の犯行に至つた経緯等については、被告人が供述を拒否していること等から全く解明できないが、いずれも日本赤軍の組織的活動の下で、計画的に敢行されたものと推察される。

被告人は、判示第一の犯行により勾留の上で起訴されて、公判開始直前の状態であつたのに、前記のとおり超法規的に釈放されて、長期間にわたつて外国を逃亡中に、再び判示第二、第三の同種犯行に及んでいるのであつて、犯情は悪く、この点は量刑の上で見逃すことはできないというべきである。なお、検察官は、論告において、判示第一の犯行当時、被告人は既に日本赤軍の構成員であつたとの主張を力説するが、日本赤軍の指令に基づき、その組織的な活動に従事する過程で判示第一の犯行に及んだことは明らかであつて、それ以上に正式な構成員であつたか否かは、被告人の量刑を考える上では、それほど意味を持つものではない。

次に、本件犯行結果について見ると、判示第一の犯行では、日本国民にとって国外において重要な意義を持つ日本国旅券の信用性を著しく害し、また、判示第二及び第三の各犯行においては、エクアドル共和国における入国管理行政等の適正を害したことは想像に難くなく、ひいては、本件犯行はいずれも、外国の日本国民に対する信頼を損なう結果を招いたというべきである。

ところで、被告人は、日本赤軍解散という情報を受けて、自己はこれまで法を犯してきたことについて罪を問われなければならないと述べ、本件各犯行を犯したことが自体は認めたものの、完全な反省悔悟の態度とは評価できない。加えて、本件による被告人に対する勾留は、平成一二年三月に収監された以降に限つても、約一年八か月と比較的長期に及んでいるが、これは、被告人が、第一〇回公判において犯行を認める供述をするまでの間、公訴事実に対する認否を留保するという態度を繰り返して、判示事実に関し、指紋鑑定、法歯学関係の鑑定、筆跡鑑定等に関する多数の証人調べが必要であつたことも大きく影響しているから、このことを量刑上被告人に有利な事情として評価するにも自ずから限度があるというべきである。

以上からすれば、被告人の刑事責任には重いものがあり、日本における前科前歴がないこと、今後は合法的な活動を基盤とした生活を送る旨を述べ、それについて家族らの相応の協力が期待できること等の被告人に有利な事情を十分考慮しても、本件が刑の執行を猶予すべき事案であるとはいえず、主文掲記の実刑に処するのが相当であると判断した。

[検察官野口敏郎、弁護人と久田修、同寒竹里江各出席。求刑懲役四年]

平成一三年一二月二五日

東京地方裁判所刑事第一三部

裁判長裁判官 長岡哲次

裁判官 高津 守

裁判官 橋爪 信